

# 令和2年度明石市一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた措置の報告について

令和2年度明石市一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたので、地方自治法第233条第7項の規定に基づき、下記のとおり、公表します。

## 記

### 1 決算の不認定に係る経緯について

令和3年第2回定例会9月議会に、令和3年議案第82号「令和2年度明石市一般会計歳入歳出決算」を監査委員の意見を付して提出し、市議会の認定を求めたところ、同議案は賛成少数で不認定とされた。

### 2 不認定となった日

令和3年10月13日

### 3 決算の不認定を踏まえた措置について

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した水道事業会計への繰出について

市議会から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）に係る本市の令和2年度実施計画に、新型コロナウイルス感染症対策として実施した水道基本料金の無料化による本市水道事業会計の実質的な減収額を補てんする「水道事業会計繰出・補助」を掲載していたが、令和2年度において繰出が行われていないとの指摘を受けた。

臨時交付金の有効活用のため、実施計画は交付対象経費が交付限度額より大きくなるよう作成する等の工夫を推奨する国からの通知を踏まえ、本市の実施計画には、交付対象経費が交付限度額を上回るように対象事業を掲載している。臨時交付金の適用事業の選定にあたっては、市民や事業者を直接支援する交付対象事業を優先すべきと考えられたこと、水道事業会計の令和2年度決算においては、水道基本料金の無料化を行っても収益的収支で約3億円の純利益を確保しているなど、補てんを行わなくても水道事業会計の経営に直ちに支障を生じることはないこと、本市と同様に水道料金の減免を行っている近隣市町の半数は水道事業への補てんを行っていないこと等を勘案し、令和2年度において繰出は行わないこととした。

今後の繰出の実施に関しては、令和3年度以降の臨時交付金の状況、水道事業の経営状況、近隣市町の状況等を引き続き総合的に検討し対応する。

(2) ふるさと納税寄附金の活用について

市議会から、ふるさと納税寄附金を寄附者が選択した応援プランに従って活用しているか疑義があるとの指摘を受けた。

ふるさと納税寄附金は、各応援プランに係る施策分野の代表的な事業を選定して充当しているが、今後はより寄附者の意向に沿った活用となるよう、より丁寧な応援プランの説明や活用事業の選定を行っていく。

(3) 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金の事務処理について

市議会から、新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附金を直接令和2年度の事業に充当していることが新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金条例の趣旨に反するとの指摘を受けた。

同条例第2条第1号では、基金として積み立てる金額として「市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額、使途を限定しない新型コロナウイルス感染症の感染対策に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額」と定めているが、この規定は、基金に積み立てができる寄附金額を規定したものであり、寄附金の全額を積み立てることまでを義務付けるものではないと考えている。

これは、地方公共団体の財政運営上、当該年度の収入を当該年度の支出に充当する場合は、一度基金に積み立てをし、同額を取り崩すような予算措置を通常は行っておらず、また、基金への積立ては、当該年度の収入の一部を後年度の事業の財源として確保したい場合に行うことが通例であるからである。

このため、寄附いただいた方々の、時機を逃さず新型コロナウイルス感染症対策に活用してほしいという思いに応えるため、寄附金総額約1億8,130万円のうち、1億2,000万円を直接、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策に充当したものである。

一方、寄附金を直接令和2年度の事業に充当する事務処理を行うこと並びに寄附金の具体的な使途を事前に寄附者及び市議会に説明していなかったことについては不十分な対応であったと考えている。

このため、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附金全額を一旦あかし支え合い基金に積み立て、活用する際に取り崩すこととした。